

高知県南海地震対策行動計画検討会設置要綱

(設置)

第1条 南海地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守るために平成20年4月1日から施行された高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第43条の規定に基づき、県が取り組むべき南海地震対策を計画的に進めるための高知県南海地震対策行動計画（以下「行動計画」という。）について検討を行うことを目的として、高知県南海地震対策行動計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 検討会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 行動計画に盛り込むべき対策の項目や内容の提案に関すること。
- (2) 行動計画の、県民に分かりやすい表現の仕方の提案に関すること。
- (3) 前2号のほか、行動計画の作成に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員8名以内で組織し、知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に、役員として、委員の互選により会長、副会長各1名を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条に規定する業務が早期に完了した場合又は完了しない場合は、それぞれ完了の日まで任期を短縮又は延長するものとする。

(事務局)

第7条 事務局は、地震・防災課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月4日から施行する。